

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 同意第4号 監査委員の選任について (町長提出)
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第9 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町税条例及び北方町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例） (町長提出)
- 第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） (町長提出)
- 第11 議案第13号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第12 議案第14号 北方町企業立地促進条例制定について (町長提出)
- 第13 議案第15号 工事請負契約の締結について（町道3号線道路改良（第1工区）工事） (町長提出)
- 第14 議案第16号 工事請負契約の締結について（町道3号線道路改良（第2工区）工事） (町長提出)
- 第15 議案第17号 北方町都市計画マスタープランを定めるについて (町長提出)
- 第16 議案第18号 平成27年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについて (町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで

出席議員 (10名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	室 戸 英 夫	副 町 長	奥 田 克 彦
教 育 長	西 原 朗	総 務 課 長	奥 村 英 人
防災安全課長	後 藤 博	税 務 課 長	加 藤 章 司
教 育 課 長	有 里 弘 幸	住民保険課長	臼 井 誠
福祉健康課長	林 賢 二	健康づくり担当課長	大 塚 誠 代
上下水道課長	川 瀬 豊	都 市 環 境 課 技 術 調 整 監	窪 田 吉 泰
都市環境課長	山 田 潤	会 計 室 長	松 井 敦

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安 藤 ひとみ	議 会 書 記	山 田 彰 紀
議 会 書 記	堀 創二朗		

○議長（立川良一君） おはようございます。

第3回の定例会を開催いたしましたところ、全員の方に御出席をいただきました。

皆様も御承知のように、昨日国会におきまして、公選法の改正がなされました。18歳以上の方が選挙権を得るということで、今大変、若い方々の政治離れが進んでおります。前の衆議院選で、20代の方の投票率が32.6%ということで、今回の措置がどういう効果をもたらすのかちょっとわかりませんが、大きく変化をすると思います。次の世代を受けとめていく人が政治に参加するというのは、またある意味では大変期待が持てるところであります。

それでは、ただいまから第3回北方町議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回北方町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番 安藤巖君及び4番 鈴木浩之君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（立川良一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの7日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月24日までの7日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（立川良一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から例月出納検査の結果、本巢消防事務組合議会などの報告をさせます。

○議会事務局長（安藤ひとみ君） 3月定例会以後の報告をさせていただきます。

3月18日、4月15日、5月20日及び6月17日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、組合会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りはないものと認められ

た旨の報告がありました。

次に、定期監査の結果についてであります。

5月8日と6月3日に行われました。

5月8日は、平成26年度に執行された主な工事について、契約の方法や履行状況、工事の検査記録についての監査が行われました。

対象事項について、関係書類などの提出及び担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、工事の完成検査については、検査調書のみであるので、チェック表の作成により適正に検査が履行されているかどうかを確認する必要があり、工事の写真についても、日付が記されていないものが見受けられるので、日付を入れて検査日がわかるようにすべきであるとの意見が提出されました。

6月3日は、平成26年度の財務に関し、未収金の把握と収納対策をどのように執行されているのかの監査が行われました。

対象事項について、関係書類などの提出及び担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、今後も未納対策に努力していただきたいとの報告がありました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

3月24日、平成26年度第4回評議員会がふれあい福寿会館で開催されました。平成27年度の事業計画と予算について原案のとおり可決されました。

6月1日、臨時総会及び平成27年度第1回評議員会がふれあい福寿会館で開催されました。初めに、役員を選任が行われ、会長に東白川村議長の服田順次氏が選任されました。引き続き、平成27年度の行事などについて協議が行われました。

5月26日、27日、町村議会議長・副議長研修会が中野サンプラザホールで開催され、立川良一議長、戸部哲哉副議長が出席されました。

次に、本巣消防事務組合についてであります。

6月4日、平成27年第2回本巣消防事務組合議会臨時会が開催されました。

議案第5号 監査委員の選任の同意を求めるについては、北方町の奥田克彦副町長が同意されました。

議案第6号 消防ポンプ自動車の売買契約の締結についてであります。契約方法は随意契約、契約金額は3,130万9,200円で、同日可決されました。

議案第7号 高規格救急自動車の売買契約の締結についてであります。契約方法は指名競争入札、契約金額は2,484万円で、同日可決されました。

次に、配付物の関係であります。

働き過ぎの防止と良質な雇用の確立を求める意見書の採択を求める陳情、核兵器全面禁止の決断と行動を求める意見書を提出していただくことをお願い、所得税法第56条の廃止を求める請願、平和安全法制整備法、国際平和支援法の廃案を国に求める意見書の提出についての請願の写しを

配付しておきました。

以上、報告をいたしました会議などの資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（立川良一君） ただいま報告がありました中で、議会運営委員会で決まりました所得税法第56条の廃止を求める請願と平和安全法制整備法、国際平和支援法の廃案を国に求める意見書の提出についての請願を総務教育常任委員会に付託をいたしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、所得税法第56条の廃止を求める請願と平和安全法制整備法、国際平和支援法の廃案を国に求める意見書の提出についての請願を総務教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（立川良一君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） おはようございます。

平成27年の第3回の北方町議会定例会が開催をされまして、議員各位全員の皆さんが御出席いただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、命によりまして、私のほうから、行政報告を4件させていただきたいと思っております。

まず、平成26年度北方町一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございます。

新庁舎建設事業に係る継続費の平成26年度支出額は7億4,702万4,120円でございます。したがって、その残額は3,657万5,880円となるわけでございます。この残額全額を翌年度、つまり27年度に逓次繰り越しをいたすものでございます。よって、地方自治法第212条の規定によりまして、その旨を地方自治法施行令第145条第1項に基づき、御報告を申し上げます。

続きまして、平成26年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方創生関係で、款総務費、項総務管理費のうち、バス券購入事業1,000万円ほか2事業の費用、合計をいたしますと1,830万円。それから、款民生費、項社会福祉費の家族介護用品支給事業276万円、款商工費、項商工費の商品券発行事業2,500万円。それから、款教育費、項教育総務費のうち、学習指導補助非常勤講師配置事業504万円ほか3事業の費用、その合計が1,088万3,000円でございます。及び、款民生費、項社会福祉費の特別養護老人ホーム建設補助事業2,209万1,000円、款土木費、項道路橋りょう費、町道4号線道路改良事業4,650万円、款土木費、項都市計画費、都市計画マスタープラン策定事業700万円の計5,350万円。総合計をいたしますと、1

億3,253万4,000円でございますが、この金額を翌年度に繰り越すことといたしましたので、地方自治法第213条の規定及び地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告を申し上げますのでございます。

それから、平成27年度第1回岐阜地域児童発達支援センター組合議会の定例会が、過ぐる3月30日に岐阜市役所において行われました。

議案は、平成27年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計予算についてでございます。歳入歳出の予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,796万8,000円と定めるものでございます。予算総額は、対前年比1,108万9,000円の減額で、その比率はマイナス8.95%となっております。

歳入の主なものは、款1の分担金及び負担金、これは加入市町負担金でございますが、4,790万7,000円と障害者通所給付費1,668万2,000円など給付費負担金2,191万1,000円の計6,981万8,000円でございます。款2の使用料及び手数料は、保険料診療収入3,080万9,000円などで、3,697万9,000円のほかは款3第3収入として職員手当、基金の利息1万3,000円。それから、前年度からの繰越金が825万円、このほかに雑入290万8,000円でございます。

歳出につきましては、款1の議会費が35万3,000円、款2の総務費が1,855万6,000円、款3民生費が9,555万9,000円、款4の予備費として350万円という内容でございます。

最後でございます。北方町国民保護計画の変更についてでございます。

北方町国民保護計画は、武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律、通称国民保護法に基づき、平成19年度に策定をいたしました。その後の情勢変化や上位計画となる岐阜県国民保護計画等の変更を反映させるため、本年2月に北方町国民保護協議会に変更案を諮問し、3月に変更案のとおり答申を受け、過日岐阜県知事の協議を終えて計画の変更が決定されたところでございます。

今回の変更では、国の防災基本計画の変更を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用のための配付に係る規定の変更や、住民の避難等の実施に当たり、岐阜県が策定をした原子力災害に係る岐阜県市町村広域避難方針等の定め例により行うこととする旨の規定を追加いたしましたところでございます。本計画の対象となる武力攻撃事態のみならず、地震や洪水といったさまざまな災害が発生し、必要となる措置を行うことがないよう願うばかりでありますけれども、有事の際は被害等を最小限に食いとめるため、関係機関との連携を密に図りながら対処をしていく所存でございます。

どうぞ御理解をいただきまして、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。私からの報告といたします。

○議長（立川良一君） これで行政報告を終わります。

日程第5 同意第4号

○議長（立川良一君） 日程第5、同意第4号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、同意案件第4号でございます。監査委員の選任について、御同意をお願いするものでございます。

現監査委員の森敏幸氏が平成27年6月30日任期満了により、後任の監査委員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意を求めます。

新しい監査委員には、横山治氏、生年月日は、_____の51歳でございます。住所は、岐阜県本巣郡北方町_____でございます。

氏の簡単な経歴を申し上げますと、昭和61年3月に滋賀大学経済学部会計学科を卒業された後、平成7年3月に愛知学院大学大学院法学研究科を御卒業なされまして、その後平成11年3月に名古屋市中区栄において、横山治税理士事務所を開業をされて、現在に至っておる経験豊富な方でございますので、御同意をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（立川良一君） それでは質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。討論を省略します。

これから同意第4号 監査委員の選任についてを採決します。

本件はこれに同意することに御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は同意することに決定をいたしました。

休憩をいたします。

休憩 午前9時50分

再開 午前9時52分

○議長（立川良一君） それでは再開をいたします。

日程第6 諮問第1号

○議長（立川良一君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現人権擁護委員の八代勝秋氏が平成27年9月30日任期満了になりますので、引き続いて推薦をいたしたいと思っております。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

改めて御就任をいただきます八代勝秋さんの簡単な経歴を御紹介を申し上げたいと思います。

_____生まれの70歳の方でございます。住所は、岐阜県本巣郡北方町_____で
ございます。昭和38年3月に岐阜県立岐阜農林高等学校農業科を御卒業されまして、同年に労働
省岐阜労働基準局監督課に入省をされました。平成17年3月に厚生労働省岐阜労働局労働基準部
労災補償課長を最後に定年退職をされたのでございます。平成18年7月に人権擁護委員に就任を
されまして、その後平成21年、24年と再任をされて、今日に至っておるわけでございます。

人格識見高く、広く社会の事情に通じ、人権擁護について理解のある人物であることは申し上げ
るまでもございませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（立川良一君） それでは質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。討論を省略します。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議会の意
見は適任とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は議会の意見は適任と決定
をいたしました。

日程第7 諮問第2号

○議長（立川良一君） 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） 引き続き、諮問第2号、同様に人権擁護委員の推薦につき意見を求める
ことについてでございます。

現人権擁護委員の石崎洋子さんが、平成27年9月30日任期満了になりますので、引き続き推
薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるもので
ございます。

石崎洋子さんについては、_____生まれの70歳でございます。住所は、岐阜県本巣
郡北方町_____に在でございます。簡単な経歴は、昭和40年3月に名古屋市立保
育短期大学を御卒業の後、同年4月に愛知県一宮市役所に就職をされ、今伊勢、野口、万葉、塚
越それぞれの保育所に勤務をなさいました。昭和60年10月に社会福祉法人北方町社会福祉協議会
に勤務をされまして、平成21年10月人権擁護委員に就任をされたわけでございます。平成24年に
再任をされて、現在に至っておる方でございます。

人格識見高く、広く社会の事情に通じ、人権擁護について御理解のある人物でありますので、
よろしく願いをいたします。

○議長（立川良一君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論を省略します。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議会の意見は適任とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は議会の意見は適任と決定をいたしました。

日程第8 諮問第3号

○議長（立川良一君） 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは引き続いて、諮問第3号、同様に人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現人権擁護委員の神谷肇氏が平成27年9月30日任期満了により、その後任として新しく武藤隆広氏を推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の御意見を求めるものでございます。

新しい人権擁護委員は、申しあげました武藤隆広さんでございます。生年月日は、_____の生まれで64歳でございます。岐阜県本巣郡北方町_____に在でございます。昭和49年3月に名城大学法学部を卒業されまして、その後24年3月には同朋大学文学部を卒業なさいました。昭和27年3月に龍谷大学大学院実践真宗学研究科を修了をされたわけでございます。職歴としては、昭和49年4月に岐阜県警察官拝命をされまして、平成22年3月に岐阜県警を退職をなさいました。平成26年4月に岐阜犯罪被害者支援センター支援員をお務めになりまして、現在に至っておるわけでございます。

人格識見高く、広く社会の事情に通じ、人権擁護について御理解をいただいておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（立川良一君） これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声があります。

お諮りします。諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議会の意見は適任とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は議会の意見は適任と決定

をいたしました。

日程第9 承認第1号から日程第16 議案第18号まで

○議長（立川良一君） 日程第9、承認第1号から日程第16、議案第18号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、順次御提案の説明を申し上げたいと存じます。

まず承認第1号でございます。専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布をされ、これに伴い、北方町税条例の一部を改正する条例制定の必要が生じましたが、同法は平成27年4月1日からの施行であるために、議会を招集するいとまがないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、御報告をし、承認を求めるものであります。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の必要が生じましたが、同法は平成27年4月1日からの施行であるため、議会を招集するいとまがないことから、地方自治法第179条第1項の規定によって、専決処分をいたしましたので、御報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第13号でございます。北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例を制定しようとするものでございます。

改正内容は、いずれも職員に関するもので、従来は保育士の数の算定に当たって保健師または看護師を保育士とするものでございましたが、今回の改正により、この対象を准看護師までみなすことができるとしたものであります。したがって、対象となる項目、第30条第3項、32条第3項、第45条第3項及び第48条第3項の該当する箇所をそれぞれ改めるものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用をするものでございます。

議案第14号でございます。北方町企業立地促進条例制定についてでございます。

本町は、住宅都市としての性格を強く持った町でありますことは御承知のとおりであります。近年における主な移動理由で見た世代別社会動態では、20歳から49歳の世代における職業上を理由とした転出者が多くなっております。この世代はまさに子育て真っ最中の世代でありますので、少子化問題との関連を強くするわけでございます。したがって、本町における産業の振興と雇用の拡大は緊急の取り組むべく課題でもあります。この状態を黙過することは将来のまちづくりにも重大な影響を来すこととなりますので、このたび企業の立地について奨励措置を講ずる必要があると考えて、新しく本条例を制定しようとするものでございます。

議案第15号 工事請負契約の締結についてでございます。

お手元に配付をいたしましたとおり工事請負契約を締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって、議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、町道3号線道路改良（第1工区）工事でございます。契約の方法は、一般競争入札、総合評価落札方式を採用させていただきました。契約の金額は、9,072万円でございます。工期は、本契約締結の日から平成28年3月10日までといたしております。契約の相手方は、岐阜県本巣市海老430番地、杉山建設株式会社、代表取締役 杉山文康と契約をするものでございます。

引き続きまして、議案第16号でございます。工事請負契約の締結についてでございます。

これも、お手元に配付をさせていただきました議案のように工事請負契約を締結をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって、議決をお願いするものでございます。

契約の目的につきましては、町道3号線道路改良（第2工区）工事でございます。契約の方法は、一般競争入札を採用いたしました。そして、総合評価落札方式でございます。契約の金額は、9,882万円でございます。工期につきましては、本契約締結の日から平成28年3月28日までといたしております。契約の相手方は、岐阜県岐阜市鹿島町6丁目27番地、株式会社市川工務店、代表取締役 小川弘と契約するものでございます。

議案第17号でございます。北方町都市計画マスタープランを定めるについてでございます。

都市計画法第18条の2の規定に基づいて平成7年に策定されました北方町都市計画マスタープランが、目標といたしました20年を経過をいたしましたので、さらに20年間を目標として本町の都市計画に関する基本的な方針を定めるために、北方町都市計画マスタープラン（案）を作成をいたしましたので、北方町議会基本条例第8条の定めにより、議会の議決をお願いをするものでございます。

続きまして、議案第18号でございます。平成27年度北方町一般会計補正予算（第1号）を定めるについてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,520万4,000円を追加をして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億3,020万4,000円とするものでございます。なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

歳出の主なものは、民生費における271万6,000円は、臨時保健師の賃金などでございます。土木費の1,320万円は、橋梁点検と地域再生計画策定事業委託料に係るものでございます。教育費の198万1,000円は、学童保育指導補助員の賃金と同保育等の備品購入をしようとするものであります。

これらに充てる歳入は、国・県からの補助金1,159万7,000円及び学童保育個人負担分90万円と

消防団退職報償金62万1,000円の雑入のほかは繰越金208万6,000円となっております。

慎重な御審議をいただきまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げて、私からの提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（立川良一君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにしたいと思います。

お諮りします。議案調査のため、あす19日から22日までの4日間を休会することにし、本日はこれで散会をしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、あす19日から22日までの4日間を休会とすることにし、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

第2日は、23日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

散会 午前10時10分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年6月18日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

